

鳥取市国際交流指針

平成28(2016)年3月

鳥取市

—目 次—

I 策定にあたって	
1 指針策定の趣旨	1
2 指針の位置づけ	1
3 指針の期間	1
II 国際化の現状と課題	
1 鳥取市の人口の状況	2
2 外国人住民の状況	2
3 国際交流の状況	4
4 経済・観光の国際化の状況	5
III 基本的な考え方	
1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 体系図	7
IV 施策の方向性	
1 市民との協働による国際交流の推進	8
(1) 姉妹都市・交流都市との交流の推進	
(2) 多様な主体・分野による交流の推進	
(3) 国際連携・協力の推進	
2 国際感覚豊かな人づくり	9
(1) 市民の国際理解の推進	
(2) 国際化に対応できる人材の育成	
3 多文化共生のまちづくり	9
(1) 外国人が暮らしやすい環境づくり	
(2) 外国人住民との交流の推進	
(3) 国際交流プラザにおける機能の充実	
4 グローバル化による経済活性化	10
(1) 経済交流の推進	
(2) 国際観光の推進	
V 指針の推進	12

I 策定にあたって

1 指針策定の趣旨

本市では、平成19年（2007年）4月に「鳥取市都市交流ビジョン」を策定し、本市が行うべき都市交流の方向性を示し、市民や民間団体等との協働により、総合的・計画的に推進してきました。

しかし、「鳥取市都市交流ビジョン」を策定してから相当な期間が経過する中、交通手段や情報通信技術の急速な発展に伴い、人、物、情報の移動が飛躍的に迅速化、拡大化するなど、経済、環境、文化等、社会のあらゆる分野においてグローバル化・ボーダーレス化がますますスピードを上げて進展しています。

また、人口減少社会の到来に伴い、地域活力の低下が進んでいくおそれがあります。

国際化の推進は、グローバル社会に対応するという側面だけではなく、人口減少により地域の活力が減退する中において、地域活性化の有効な手段の一つと考えられます。

そこで、「鳥取市都市交流ビジョン」の見直しを図り、これまでの国際交流の取組を継承・発展させながら、本市の持つ特徴を生かした国際的で開かれた魅力あるまちづくりを目指すために国際交流に特化した「鳥取市国際交流指針」を策定するものです。

2 指針の位置づけ

この指針は、本市のまちづくりの総合的・基本的な方向を示す「鳥取市総合計画」を国際化という観点から補完するものであり、本市の国際化施策を総合的に推進するための基本方針を示すものとして、「第10次鳥取市総合計画」と整合性を図ります。

3 指針の期間

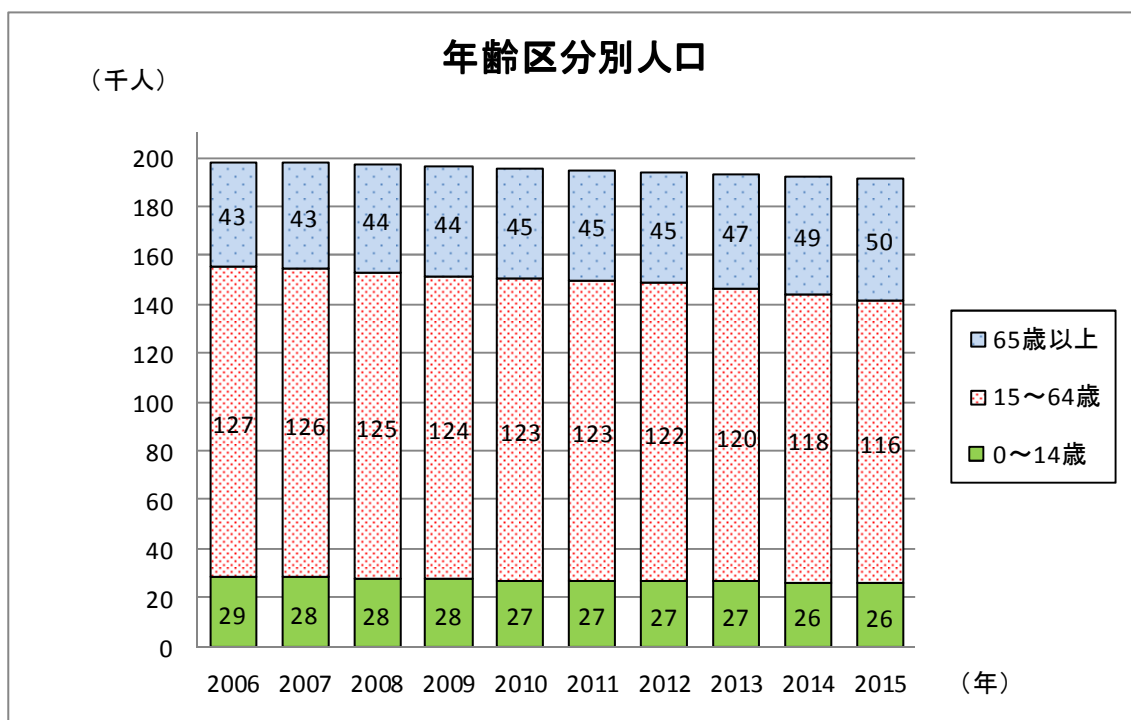
指針の期間は、「第10次鳥取市総合計画」の基本構想の期間に合わせ、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

Ⅱ 国際化の現状と課題

1 鳥取市の人口の状況

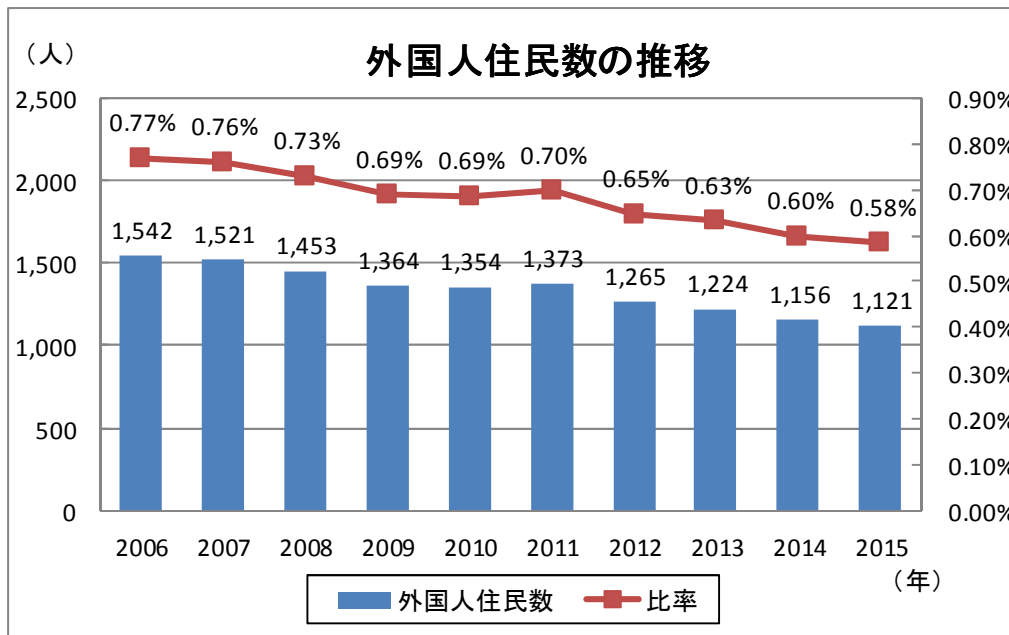
本市の人口は平成18年（2006年）の200,022人から平成27年（2015年）は191,772人と減少傾向にあります。年齢区別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加し、少子高齢化が進んでいます。今後も一層の少子高齢化が見込まれています。

少子高齢化の進展により、労働力人口が減少し、活力ある社会を維持することが課題となっています。



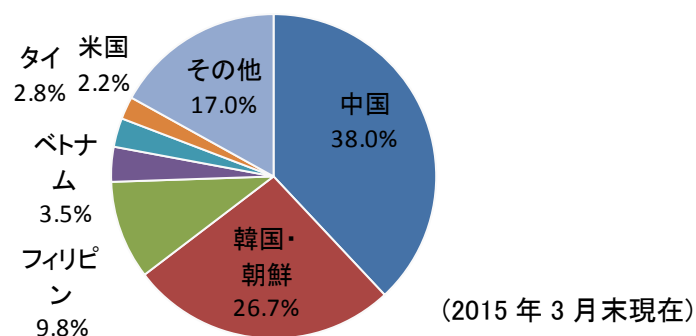
2 外国人住民の状況

本市には平成27年（2015年）3月末現在、市の総人口191,772人の0.58パーセントにあたる1,121人の外国人住民が生活しています。



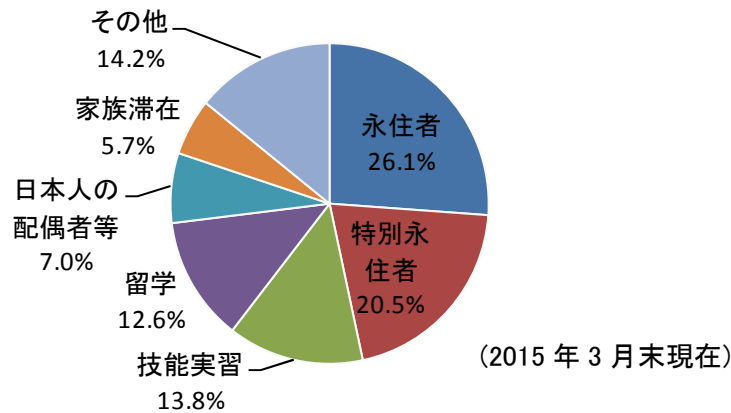
国籍別では、中国（構成比38.0パーセント）が最も多く、次いで、韓国・朝鮮（同26.7パーセント）、フィリピン（同9.8パーセント）、ベトナム（同3.5パーセント）、タイ（同2.8パーセント）、米国（同2.2パーセント）の順となり、全ての国籍数は46か国となっています。

国籍別外国人住民の割合



在留資格別人口比率で見ると、「永住者」が26.1パーセントで最も多く、次いで「特別永住者」が20.5パーセント、「技能実習」が13.8パーセント、「留学」が12.6パーセント、「日本人の配偶者等」が7.0パーセント、「家族滞在」が5.7パーセントの順となっています。

在留資格別外国人住民の割合



国籍、民族、文化の違いを越えて、地域住民の一員として、まちづくりに主体的に参加し、言葉の壁等により不便を感じないで生活できるよう、多文化共生社会の実現に向けた取組が求められます。

3 国際交流の状況

本市は、平成2年（1990年）に韓国清州市、平成13年（2001年）にドイツハーナウ市と姉妹都市提携を結び、それぞれの都市と文化・教育等の分野で、行政や市民レベルでの交流を行っています。

また、姉妹都市以外では、中国、韓国、ロシア等、環日本海諸国の都市と青少年交流、経済・観光交流等を進めています。

国際交流をさらに推進するためには、姉妹都市や交流都市との交流を基軸とした市民主体の多様な交流を継続していくことが必要です。また、市民の国際感覚を一層豊かにするためには、より多くの市民が交流活動に参加できる機会を作っていく必要があります。

【鳥取市の海外姉妹都市・交流都市】

○姉妹都市

- ・韓国清州市（平成2年（1990年）8月30日締結）
- ・ドイツハーナウ市（平成13年（2001年）11月20日締結）

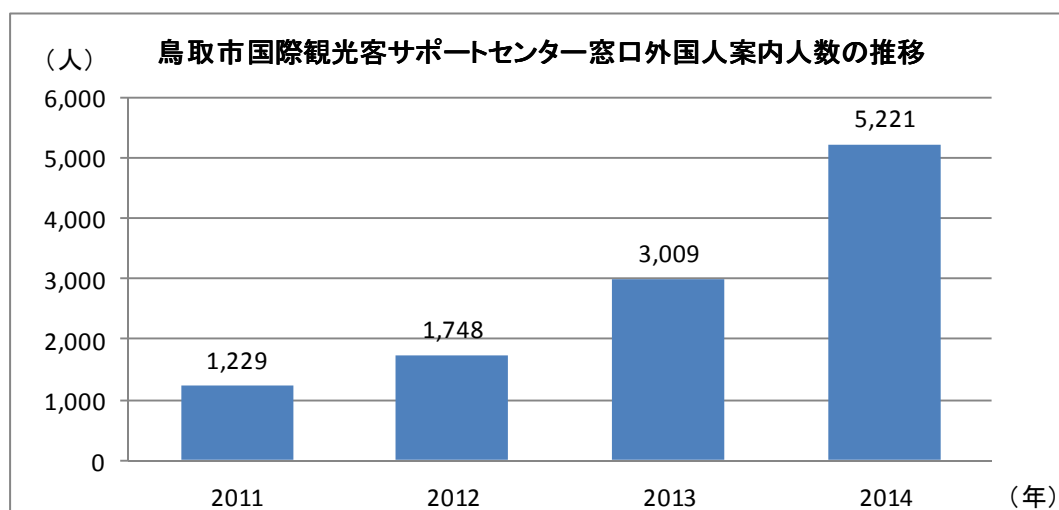
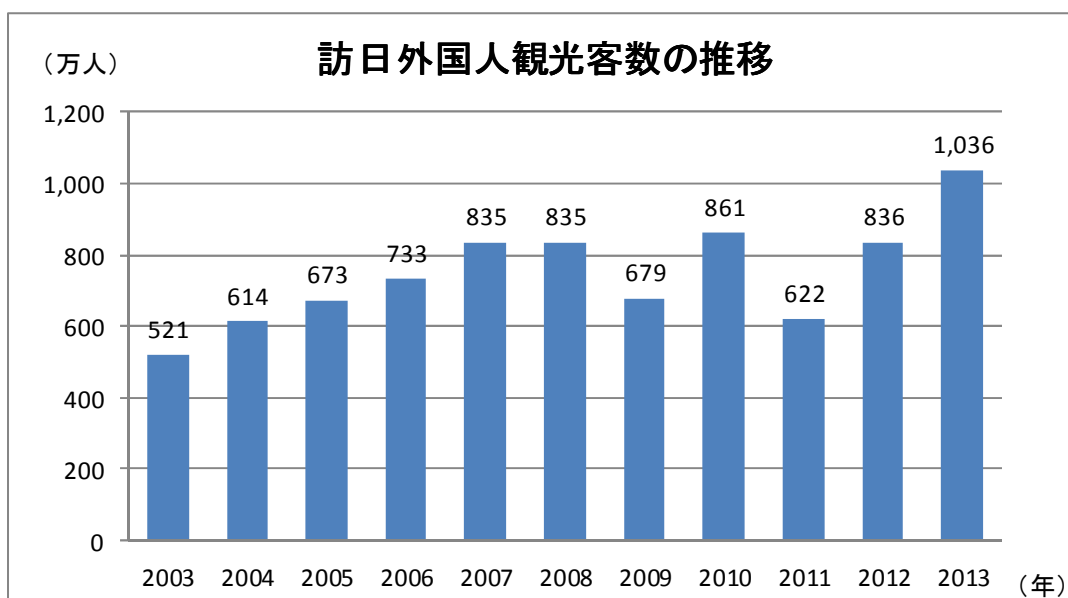
○交流都市

- ・中国オールドス市
- ・中国太倉市
- ・中国延辺朝鮮族自治州
- ・ロシアウラジオストク市

4 経済・観光の国際化の状況

本市は、平成22年（2010年）にロシアウラジオストク市、平成24年（2012年）に中国延辺朝鮮族自治州と経済交流を推進する覚書を締結し、これまで、貿易フェアの出展、商談会を行ってきましたが、環日本海諸国の外国との経済交流の一層の活発化を図ることで、本市の経済発展を推進していく必要があります。

国は、ビジット・ジャパン事業を展開し、訪日外国人観光客の促進を図っており、本市においても砂の美術館や山陰海岸ジオパークのPR、鳥取空港の国際チャーター便の就航促進等に取り組んでいます。国内旅行の需要は頭打ちとなっていることから、外国人観光客の誘客促進が求められています。



Ⅲ 基本的な考え方

1 基本理念

「世界に開かれた交流都市 鳥取」

今回策定した「鳥取市国際交流指針」は、「鳥取市都市交流ビジョン」の施策の方向性を継承し、姉妹都市や交流都市を基軸とした交流を進め、人・物・情報・金の流れを盛んにします。そのことにより、地域の活性化を図るとともに、市民の国際意識の高揚や相互理解の増進を図り、外国人が暮らしやすく、訪れる人が親しみやすい、多様な文化が共生した活力のあるまち、世界に開かれた存在感の高い「世界に開かれた交流都市 鳥取」となることを目指します。

2 基本目標

基本理念の目指すまちづくりの実現に向けて、次の基本目標を立て、総合的に国際化の推進を図っていくこととします。

(1) 市民との協働による国際交流の推進

市民及び行政が、連携や協力を深め、市民主体の交流を活発に進め、多様な国際交流の広がるまちづくりに取り組みます。

(2) 国際感覚豊かな人づくり

国際理解の醸成や多言語に対応できる、国際感覚豊かな人づくりに取り組みます。

(3) 多文化共生のまちづくり

外国人住民が地域の一員として、言葉や文化、生活習慣等の違いに不安を感じず、安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

(4) グローバル化による経済活性化

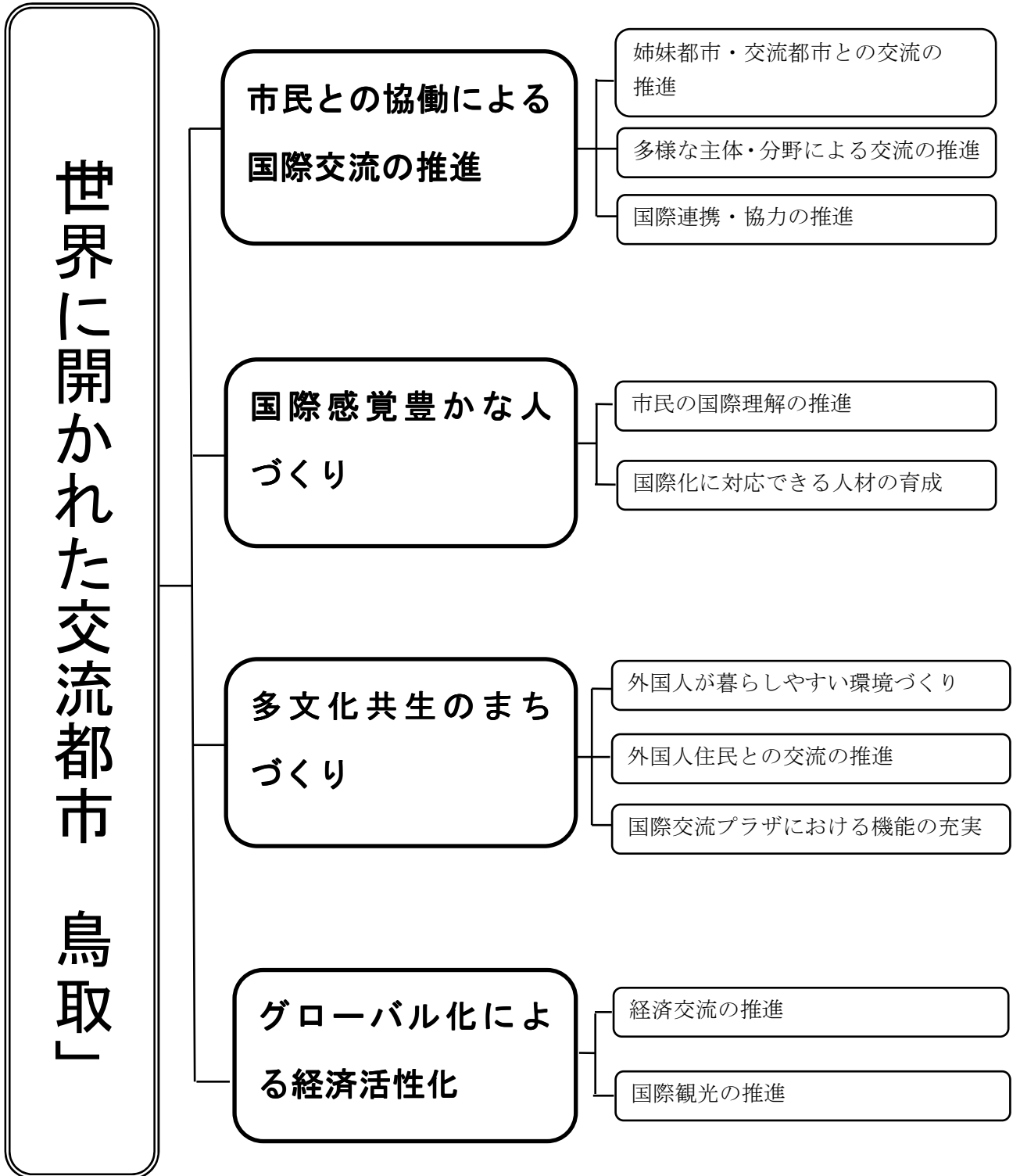
海外との経済交流や観光交流を進め、地域経済の活性化に取り組みます。

3 体系図

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向性】



IV 施策の方向性

1 市民との協働による国際交流の推進

(1) 姉妹都市・交流都市との交流の推進

国際交流は、幅広い分野での交流が進展することにより、相互の理解と友好が深まり、国際社会の平和と発展に貢献することが期待されます。

姉妹都市や交流都市との交流をその進展度合いも踏まえながら様々な分野での交流を推進するとともに、市民レベルの交流を促進し、市民の国際意識の高揚を図ります。

また、中国、韓国、ロシア等の環日本海諸国との経済・観光分野等での戦略性を持った交流を重点的に推進します。

① 姉妹都市

・韓国清州市

職員交流や国際工芸展への出展等の行政交流、公立鳥取環境大学と清州大学との大学間交流、青少年団体や文化団体等の民間団体の交流等、幅広い分野での交流を推進します。

・ドイツハーナウ市

わらべ館とヘッセン人形博物館との交流や鳥取ハーナウ友好親善協会を主とする民間団体同士の交流や目的を持った市民の交流を促進します。

② 交流都市

それぞれの都市の特徴や個性を活かしながら特定の分野における交流を行い、相互発展や友好関係の築ける交流を推進します。

(2) 多様な主体・分野による交流の推進

行政による交流をはじめとして、市民、民間団体、企業、大学等多様な主体による様々な分野での交流を推進します。

(3) 国際連携・協力の推進

日本、中国、韓国、ロシアの環日本海諸国の都市が経済交流や国際交流を拡大する目的で開催する「環日本海拠点都市会議」の正会員として参加し、環日本海諸国との連携を強化し、多角的な国際連携・協力を提案していきます。

2 国際感覚豊かな人づくり

(1) 市民の国際理解の推進

地域や民間団体等が行う交流活動を支援し、外国の文化や伝統等を理解し、外国で活動できる、豊かな国際感覚を持った人材の育成に努めます。

市民の国際化に対する意識を高めるため、国際交流員による地域、学校等での国際理解講座や交流イベント等国際理解の取組を推進します。

(2) 国際化に対応できる人材の育成

外国人と意思疎通のある交流を行うためには、コミュニケーション能力となる外国語の習得は欠かせません。小学校や中学校において、外国語指導助手による外国語教育の充実を図ります。また、国際交流プラザが実施する語学講座や市民も参加できる公立鳥取環境大学が実施する「英語村」等により、市民の語学力や国際意識の高揚を図ります。

豊かな国際感覚を持ち、世界で活躍できる青少年を育成するため、海外の異なる文化、習慣等に直接触れる交流や海外の青少年との交流を推進します。

3 多文化共生のまちづくり

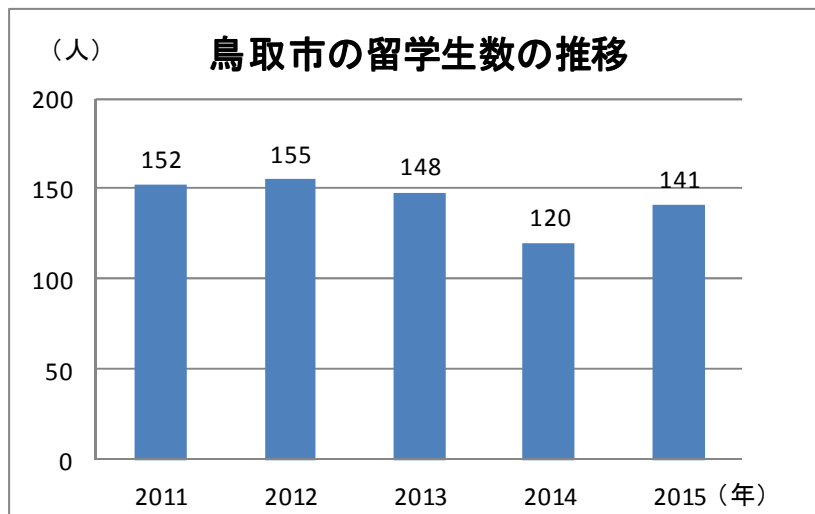
(1) 外国人が暮らしやすい環境づくり

外国人が安心して生活でき、また訪れることができるよう多言語による情報提供や相談体制の整備を図り、外国人にもやさしい印刷物や案内表示、ホームページやSNS等による情報発信、日本語ボランティアの育成、公共施設等の窓口対応の充実に努めます。

外国人住民が地域で孤立することなく、地域社会の一員として生活していくことができるよう生活相談・生活支援、情報提供、日本語支援等について、国際交流プラザを拠点として関係機関や市民ボランティア等と連携しながら行うとともに、外国人住民と地域との関わりを深めていくため、外国人住民の地域コミュニティへの参加を促進します。

また、外国人に対する人権意識の向上を図り、人権が尊重されるよう教育啓発を推進します。

鳥取大学や公立鳥取環境大学で学ぶ留学生は、将来的に鳥取市に居住や就職する可能性があるほか、母国や海外で鳥取市を紹介してもらうことのできる貴重な人材となります。大学と連携し、生活支援等や市民との交流を図り、本市への受入を促進します。



(2) 外国人住民との交流の推進

国際交流プラザやとっとり国際交流連絡会（タイム）、多言語国際交流サポートT I A等の民間団体等による国際交流イベントを通じて、地域住民と外国人住民が交流する機会を創出し、言葉や生活習慣等お互いの文化の違いを認め、尊重し合い、対等な人間関係を築けるよう多文化共生に向けた相互理解を図ります。

(3) 国際交流プラザにおける機能の充実

国際交流プラザは、鳥取市における国際交流拠点施設であり、国際交流事業を実施するとともに、外国人住民のための情報提供、相談窓口、生活支援等を行っています。

公益財団法人鳥取県国際交流財団や民間交流団体との連携を強化し、市民の多文化共生、国際理解の醸成を図るとともに、多文化共生のまちづくりを効果的に推進するための機能の充実・強化について検討していきます。

4 グローバル化による経済活性化

(1) 経済交流の推進

長引く不況や人口減少等により国内需要が伸び悩む中、経済成長が著しいアジア諸国との経済交流を推進することは、地域経済の活性化を図る方策の一つと言えます。

中国延辺朝鮮族自治州やロシアウラジオストク市等での貿易・商談会への参加や海外展開する企業への支援を行い、環日本海諸国との経済交流の活発化を

推進します。

平成25年（2013年）に設立した鳥取市内の企業・事業者、経済・観光団体、貿易関係機関、金融機関、行政等で構成する「鳥取市国際経済発展協議会」を中心に具体的な貿易振興、観光客誘致等に取り組み、環日本海諸国をはじめとする海外への市場開拓、販路拡大を推進します。

また、農林水産物や加工品等の輸出の促進についても検討していきます。

(2)国際観光の推進

2020年に東京オリンピックが開催されることを受け、日本は外国人観光客の来訪に強力な追い風を受けていると考えられます。また、アジア諸国の経済成長に伴い、日本に旅行する人が増加する傾向にあります。

砂の美術館や山陰海岸ジオパークをはじめとする本市の観光資源を最大限活用し、知名度の高い観光地づくりや多様化する旅行者ニーズに対応できる観光商品の開発を推進するとともに、鳥取市独自の観光資源や文化等の特色を広く情報発信します。

米子ソウル便や環日本海定期貨客船（DBSクルーズフェリー）をはじめ、県内空港・港湾へのチャーター便・クルーズ客船及び近隣空港の定期航空便を活用した韓国・中国・ロシア等からの誘客を図ります。また、今後、台湾やタイ等増加する外国客のニーズを捉えた取組を進めます。

外国人来訪者の利便性を高めるため、多言語による案内表示、SNS等の充実、免税店の開設、鳥取市国際観光客サポートセンターによる支援体制の強化、二次交通の充実等、観光関係者と連携して推進します。

V 指針の推進

市民・民間団体をはじめとする民間と行政がそれぞれの役割を果たしながら協力・連携し、関係団体相互のネットワークのもと、様々な国際交流事業が活発に行われることが重要です。行政においても、国際交流の推進は教育・文化・経済等多くの分野に関わるものであり、交流担当部署を柱として分野ごとで責任を持ち、連携・協力し施策を展開します。

①市の役割

市民のニーズを踏まえて国際交流を計画的・積極的に取り組むとともに、市民、民間団体、企業等による国際交流事業に対して協力・支援します。

②市民の役割

国際交流に積極的に参画し、市民自らが国際意識、人権意識の高揚に努めることが期待されます。

③民間団体の役割

幅広く国際・国内都市との交流を進めるため、民間団体の役割は大きく、先導的な役目を果たしており、蓄積された経験やノウハウを活かしながら、特色ある自立した活動を展開することが期待されます。

④企業の役割

経済活動を通じて、地域の活性化に貢献するとともに、企業が持つ資源や人材を活用し、地域の国際化や国際協力、国際・国内交流に寄与することが期待されます。

【用語解説】

- グローバル：世界的規模、地球全体に関わる規模
- 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- 姉妹都市：姉妹都市提携を結んだ都市のこと。両市長による提携書があり、議会の承認を得ている。交流内容が特定の分野や地域に限定されていない。
- 交流都市：交流する分野や地域が特定されている。
- 環日本海諸国：日本海に面する日本、韓国、中国、ロシアを含むエリアの総称。
- ビジット・ジャパン事業：国土交通省が中心となって行っている外国人旅行者の訪日促進活動。将来的に年間3,000万人の外国人が訪日することを目標としている。
- 国際交流員：地方自治体等が国際交流業務の推進のために招致する外国青年。
- 外国語指導助手：地方自治体が外国語教育の推進のために招致する外国青年。
- 山陰海岸ジオパーク：鳥取県、兵庫県、京都府にまたがる東西100キロメートル以上、南北約30キロメートルのジオパーク。2010年に世界ジオパークネットワークに加盟し、2014年には、既存エリアに加え、鳥取市青谷町までの拡大エリアが世界ジオパークネットワークに加盟・再認定された。
- SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。Facebook（フェイスブック）やLINE（ライン）等、社会的ネットワークが構築できるサービスやウェブサイト。
- 免税店：外国人旅行者等の非居住者に対して特定の物品を一定の方法で販売する場合に、消費税を免除して販売できる店舗のこと。
- 二次交通：空港や鉄道の駅から観光目的地までの交通のこと。